

扶養認定対象者現況届

対象者氏名	(続柄:)		
就労状況 及び 収入見込額	☐ 無職 (直近の勤務先名: 退職日: 年 月 日)		
	☐ 個人事業主 確定申告収入額 年額 円		
	☐ パート / アルバイト 勤務先名 電話番号 月給 円 時給 円 × h × 週 日 通勤費 有 / 無 円/月額 賞与等手当金(見込) 円/年間 合計年間収入 円 ※労働契約に基づき算出してください(1年=52週)		
	☐ 年金 公的年金(遺族年金・障害年金を含む)・企業年金・個人年金・その他() 月額 / 年額 円 ※該当する年金を○で囲み合計額を記入		
	☐ その他 不動産売却・家賃・株式売却・配当・傷病手当金・出産手当金・その他() 月額 / 年額 円 ※該当する収入に○		
	直近の健康保険加入状況 ☐ 前勤務先の健康保険組合・協会けんぽ・共済組合等 被保険者 ☐ 前勤務先の任意継続被保険者 ☐ 国民健康保険被保険者 ☐ 家族の健康保険被扶養者 ☐ 無保険 (令和 年 月から未加入 または 令和 年 月から日本在住)		
	添付提出書類	1. 国内居住が確認できる書類 ☐ 【全員】 住民票(3ヶ月以内発行。被保険者との続柄記載があるもの)	
2. 収入確認ができる書類 ☐ 【全員】 (給与収入のみ①を除く) 最新年度の課税証明書(非課税証明書)(原本)			
☐ 【給与収入のみ ①または②】 → ①労働契約内容がわかる書類がある場合: 労働条件通知書 または 労働契約内容が確認できる書類 (労働基準法第15条の規定に基づき交付されるもの) ※課税証明書の提出は不要			
☐ 認定対象者は給与収入のみで他に収入がないことを申し立てます。 ※該当する場合は申し立て欄にチェックを入れてください。 ※給与収入のみで、上記通知書等で確認できる場合に限り、労働契約で定められた賃金で年間収入を判定します。 明確な規定がない時間外労働に対する賃金・賞与等の臨時収入は年間収入には含みません。 ※認定後、労働契約の更新・条件変更があった場合は、その内容がわかる書面を速やかに提出してください。			
→ ②労働契約内容がわかる書類がない場合・シフト制等で年間収入が判定できない場合: 給与源泉徴収票 or 給与明細書(直近3ヶ月分)(写)			
☐ 【給与収入と他に収入がある場合】 給与源泉徴収票 or 給与明細書(直近3ヶ月分)(写)			
☐ 【個人事業主の場合】 確定申告書(第一・二表)及び収支内訳書 (写)			
☐ 【年金受給者の場合】 年金額改定通知書(写) or 年金振込通知書 (写)			
☐ 【その他収入がある場合】 収入の内容・金額・期間・氏名が確認できる書類 (確定申告書(第一・二表)／支給決定通知書等(写))			
☐ 【退職により加入の場合】 退職証明書 or 資格喪失証明書			

今後、対象者の収入が認定基準額(※)を超えるなど扶養認定条件を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者資格の削除手続きを行います。
その際には、事由発生日に遡って資格削除とし、当該期間に発生した健康保険組合負担の医療費及び給付金を返納することを了承します。

健康保険 記号・番号: -

被保険者氏名:

※対象者の認定収入基準額

被扶養者の年齢など	年間収入額	月額換算収入額
60歳未満の場合	130万円未満	108,000円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満
障害年金受給の場合		
19歳以上23歳未満の場合	150万円未満	125,000円未満

※12/31現在の年齢

健康保険上の「収入」は、税務上の所得と異なります。詳しくは当健康保険組合ホームページをご確認ください。